

事 務 連 絡
令 和 3 年 4 月 3 0 日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

新型コロナワクチンの高齢者向け接種の前倒しについて

高齢者向け接種を実施するための新型コロナワクチン等の供給に関し、6月最終週までに全高齢者が2回接種可能となる量のワクチンを供給できる見込みです。

今般、新型コロナワクチン等の供給量・時期の予見性を高め、自治体がより実務的な接種計画をたてることができるよう、別添のとおり「基本配分計画」を作成し、各都道府県・市町村へのワクチンの割当ての見通し（各都道府県・市町村へ最低限分配できるワクチン量と時期）をお知らせします。

現在、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引きについて」（令和2年12月17日付厚生労働省健康局長通知）に基づき、各市町村で予防接種実施計画を作成いただいております。新型コロナウイルス感染症の発症を予防し、死亡者や重症者の発生をできる限り減らすという新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の目的に照らせば、できる限り早期に重症化リスクが高い高齢者への接種を完了することが必要であり、現時点で、高齢者向け接種2回目の終了時期が8月以降又は検討中の市町村においては、当該「基本配分計画」を踏まえ、7月末へ前倒しすべく計画の作成をお願いいたします。

検討結果については、今後の「市町村における予防接種実施計画の作成等の状況」調査等において確認いたします。詳細については、追ってご連絡いたします。

（参考）新型コロナウイルス感染症に関する菅内閣総理大臣記者会見（令和3年4月23日）抜粋

接種のスケジュールにおいては、希望する高齢者に、7月末を念頭に各自治体が2回の接種が終えることができるよう、政府を挙げて取り組んでまいります。

ファイザー社ワクチンの「基本配分計画」（令和3年4月30日）

1. 基本配分計画について

自治体により具体的な接種計画を立てることができるよう、別紙1及び別紙2のとおり市町村、都道府県ごとの「基本配分計画」を作成し、都道府県・市町村へのワクチンの割当ての見通し（最低限分配できるワクチン量と時期）を示すこととする。

基本配分計画においては、6月最終週までに全高齢者（約3,549万人^{*}）が2回接種可能となる量のワクチンを配送できる見込みであることを踏まえ、今後、割当作業を行う高齢者第6クール以降の配送予定量の一部を基本計画枠として、各都道府県・市町村へ最低限分配できるワクチン量（希望すれば必ず割り当てられる箱数）を明示している。なお、ワクチン量は2週間単位で6月最終週までの分を掲載している。

国及び都道府県は、各都道府県及び市町村に対して、管内に所在する基本型接種施設からワクチン接種円滑化システム（V-SYS）に登録があった希望量の範囲内で、基本計画枠に応じた配分を行う。都道府県の希望量が基本計画枠を下回る場合は、希望量を割当量とする。

また、総供給量との余剰分については、調整枠として、各基本型接種施設から登録があった希望量に応じて都道府県に割り当てる。希望量が総供給量を超えなければ、希望どおり割り当てられる。

※出展：令和2年1月1日住民基本台帳年齢階級別人口（都道府県別）

配送時期	ワクチン配分決定量及び計画量 (箱数)
既に配送した分配及び配送量 確定分	6,841 箱
【第5クール】 5/10週～配送分	16,000 箱
【第6クール】 5/24週～配送分	13,000 箱
【第7クール】 6/7週～配送分	13,435 箱
【第8クール】 6/21週～配送分	13,434 箱
合計	※計 62,710 箱分 (高齢者人口 3,549 万人 × 2 回分の接種可能量)

※第6～8クールについては、上記に加え調整枠分を追加で割り当てる。

2. 市町村・都道府県ごとの基本計画枠について

次のとおりの考え方で市町村・都道府県ごとの基本計画枠を設定している。

(1) 各市町村の基本計画枠の考え方

「各市町村の高齢者人口×2－既に分配したワクチン量（第1～5クール分）」を各市町村のワクチンの必要量として、第6～8クールの基本計画枠の合計割当量が必要量を充足するように、各市町村の基本計画枠を算出している（詳細は別紙1を参照）。

(2) 各都道府県の基本計画枠の考え方

(1)の各市町村の基本計画枠を都道府県単位で合算して算出している（詳細は別紙2を参照）。

(3) 留意点

複数市町村が連携して接種体制を構築し、ワクチンの需給管理を行う場合には、当該関係市町村の基本計画枠を合算した分量の中で、地域の実情に応じて、都道府県及び市町村が、市町村へのワクチン割当量及び基本型接種施設ごとの割当量を調整する必要があることに留意すること。

また、地域の実情に応じて希望量が基本計画枠より少なくなることも想定されるが、その余剰分は調整枠に振り分け、ワクチンの有効活用を図ること。

3. 調整枠について

V-SYSに登録された都道府県別のワクチン希望量（箱数）が基本計画枠の割当量（箱数）以上の都道府県については、都道府県別のワクチン希望量と基本計画枠の割当量（上記2（2））との差分に応じて、各都道府県に調整枠の割当量を決定する。

4. ワクチンの用途、接種順位について

基本計画枠及び調整枠のいずれも、「ワクチンの使用用途制限の緩和等について」（令和3年4月2日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）のとおり、高齢者のみならず医療従事者等に対しても接種することができる。

また、「新型コロナウイルスワクチンに係る予防接種の高齢者に次ぐ接種順位の者（基礎疾患を有する者等）への接種の開始等について」（令和3年4月21日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）のとおり、高齢者から次の接種順位である基礎疾患を有する者、高齢者施設等の従事者、60歳から64歳の者への接種へ進む際には、高齢者への接種の完了を待つ必要はなく、自治体において、高齢者の接種状況や予約の空き状況を踏まえ、順次、次の順位へ接種を進めること。